

第26期東京都自然環境保全審議会
第1回温泉部会
速 記 録

令和5年7月21日（金）午前11時30分～

WEB会議

○大久保水環境課長 それでは、ただいまから第1回「温泉部会」を開催いたします。

私は、部会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます環境局自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はWEBでの開催となりますので注意事項がございますが、先ほどの審議会でも御説明していますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、部会定足数について御報告いたします。

本日は、6名の方に御出席いただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、部会長の選任に先立ち、委員の皆様を御紹介させていただきます。

それでは、配付いたしました資料1「温泉部会委員名簿」に記載されております順番に従いまして、御紹介させていただきます。

なお、先ほど審議会の場で自己紹介していただいておりますので、お名前をお呼びしましたら、通信確認を兼ねましてお返事だけいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、御紹介いたします。

まず、板寺委員でございます。

○板寺委員 よろしくお祈いします。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

続きまして、窪田委員でございます。

○窪田委員 よろしくお祈いします。

○大久保水環境課長 よろしくお祈いします。

益子委員でございます。

○益子委員 益子でございます。よろしくお祈いします。

○大久保水環境課長 お祈いします。

安川委員でございます。

○安川委員 安川です。よろしくお祈いします。

○大久保水環境課長 よろしくお祈いします。

石田委員でございます。

○石田委員 石田です。よろしくお祈いします。

○大久保水環境課長 よろしくお祈いします。

布山委員でございます。

○布山委員 布山です。よろしくお願いいたします。

○大久保水環境課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 和田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○大久保水環境課長 水環境課地下水管理担当課長代理の藤原でございます。

○藤原地下水管理担当課長代理 藤原です。よろしくお願いいたします。

○大久保水環境課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

資料は6点ございます。

資料1は「第26期東京都自然環境保全審議会温泉部会委員名簿」でございます。

資料2は「東京都自然環境保全審議会規則」でございます。

資料3は「東京都自然環境保全審議会運営要領」でございます。

資料4-1は「諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について」の「概要版」でございます。

資料4-2は「事業者説明資料」でございます。

資料4-3は「許可基準の適合状況」でございます。

「事業者説明資料」には、委員限りとして「補足資料」があります。

さらに、参考資料1から4を配付しております。

お手元に届いていますでしょうか。ない場合は、Zoomの「挙手」をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

資料の確認は以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、本日は特に傍聴の申出がないことをお知らせいたします。

それでは、本日の1つ目の議題「部会長の選任について」でございます。

お手元の資料2「審議会規則」第3条第3項に、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」と規定されております。部会長の選任について、御意見のある方は発言をお願いいたします。

安川委員、お願いいたします。

○安川委員 益子委員を部会長に推薦したいと思います。益子委員は温泉行政に非常に造詣が深くいらして、第23期から部会長を務められていらっしゃいますので適任だと思います。よろしくをお願いします。

○大久保水環境課長 益子委員を推薦する御意見がございましたが、いかがでしょうか。

よろしければ、「挙手機能」を使って挙手をお願いします。

皆様に御賛同いただきましたので、益子委員、部会長をお受けいただけますでしょうか。

○益子委員 承知いたしました。

○大久保水環境課長 それでは、益子委員の御承諾をいただきましたので、益子委員に温泉部会長をお願いしたいと存じます。

益田部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで益子部会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○益子部会長 ただいま温泉部会長に御推薦いただきました益子でございます。

前期に引き続き温泉部会長をお引き受けすることになりました。委員の皆様方の御協力をいただきながら、本部会が東京の自然環境の保全に貢献できるよう会議を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

これからの会議の進行は部会長をお願いしたいと思います。

益子部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○益子部会長 分かりました。

それでは、2つ目の議題、部会長代理の指名に関する議事に入らせていただきます。

お手元の資料3「審議会運営要領」第4第1項に、「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。

この規定に基づきまして、前期に引き続き窪田委員を部会長代理に指名させていただきたいと思います。窪田委員、部会長代理をお引き受けいただけますでしょうか。

○窪田委員 はい。よろしくお願ひいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、窪田委員の御承諾をいただきましたので、窪田委員に温泉部会の部会長代理をお願いしたいと存じます。窪田委員、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○窪田委員 よろしくお願ひいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、諮問「諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について」の審議に入ります。

審議の方法について御説明申し上げます。

審議の方法については、まず、事業の概要について事務局から簡単に御説明させていただきます。

続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との質疑応答を行います。

そして、事業者の方に退室していただいた後、許可基準の適合状況について事務局から説明させていただきます。

事務局との質疑応答及び委員同士の議論等を行った上で、最後に、本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

それでは、案件の審議に移ります。

「諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について」の事業の概要を事務局から御説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 御説明の前に、資料等の取扱いについて、事務局より御提案がございます。

資料4-2の「事業者説明資料」の後半にあります補足資料内における柱状図、電気検層図、揚湯試験結果、利用計画は、事業者の競争上または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。

従いまして、補足資料につきましては一式非公開とし、部会後は処分させていただきますようお願いいたします。また、当該非公開資料に係る議事録についても非公開といたします。

○益子部会長 ただいま事務局から資料の取扱いについて提案がございましたが、いかがでしょうか。

特に異論はございませんようですので、資料の取扱いにつきましてと非公開資料に係る議事録の取扱いは事務局案どおりということでよろしくをお願いいたします。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、まず概要から御説明させていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

まず、資料4-1を御覧ください。

申請者は株式会社アトラ。

目的は新規温浴施設の浴用に供給すること。

申請地は墨田区堤通地内。

地目は宅地です。

当温泉の掘削につきましては、令和4年2月22日付で許可され、工事は令和4年10月17日に完了しております。

温泉の現況としましては、深さ1,500メートル、静水位がGLマイナス14.8メートル、動水位は連続揚湯試験実施時にGLマイナス232.0メートル、泉温は40.0度、泉質名は含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉です。

申請する動力は出力5.5キロワット、吐出口断面積5.98平方センチメートル、吐出量は毎分50リットルです。

揚湯量は日量49.25立方メートルとなっております。

続きまして、申請地周辺の状況でございますが、土地は所有者から利用許諾を得ております。

周辺の概況としては、東武伊勢崎線曳舟駅北西約800メートルに位置し、敷地周辺にマンションや住宅、商業施設等が存在します。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料4-1の2ページ、図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令等は特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、動力の設置後、温泉採取許可申請がなされる予定です。

本申請の概要については以上でございます。

なお、後ほど事業者からも詳しく説明があると思いますが、今回、ガス水比が高いこと、温泉成分が非常に濃いものであることなどから、揚湯に耐え得るポンプ、揚湯管としまして、40Aのものを選定しております。その代わりに、地上部において全体の配管を25A、つまり6平方センチメートル以下にすることとし、審査基準のクリアを目指しているものでございます。

これまでの案件では、ポンプ吐出口及び揚湯管を絞ることで審査基準をクリアしておりましたが、今回のような事例は初めてとなります。事務局としましては、審査基準にあります吐出口断面積について、原則ポンプの出口を想定しておりましたが、本審査基準については地盤沈下防止の観点から設定したものであり、今回の申請内容でもその目的は達成し得るものと考え、申請を受理しております。

本事案については、高度な技術的、専門的議論を要することから、当部会において、この後、御議論いただきますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から提案のありました吐出口の位置等につきまして、まずは事業者からの説明を受けてから議論するようにいたしたいと思います。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

では、引き続き事業者から施工計画や利用計画について説明していただきます。

資料は資料4-2と補足資料でございます。

よろしく願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から事業の御説明をしていただきますので、事業者の方を御入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 どうぞお座りください。

これから10分ほどで申請内容についての御説明をお願いしたいのですが、発言される場合に、所属とお名前だけおっしゃっていただくようお願いいたします。よろしく願いいたします。

○申請者 申請者の株式会社アトラの代表をしております平文です。よろしく願いいたします。

○事業者1 施設全体の設計を担当しております事業者1です。よろしく願いいたします。

○事業者2 私は工事を担当しました事業者2です。私が一通り説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○事業者2 同じく今回工事の現場を管理いたしました事業者2です。よろしく願いいたします。

○益子部会長 では、よろしく願いいたします。

○事業者1 では、まず資料4-2の「事業者説明」をさせていただきます。

1 ページ目、動力設置地点のところです。

申請住所は東京都墨田区堤通一丁目1番2。これが地図になっております。

次の2 ページ目に行かせていただきます。

掘削中の周辺状況については記載してあるとおりになっております。

その上で、「3. モニタリング計画」。

こちらに関しては、源泉を使用する上で安定供給を保つていくために重要なこととして、下記の項目を対応として入れております。

温度測定、揚湯量の測定、水位測定、水質項目、これを毎日モニタリングを実施できるように記録、保存していくというのを施設側で取り組んでいくようにしていきます。

次の3 ページ目に行かせていただきます。

温泉分析の結果を記載しております。

その上で「6. 泉質」に関しては、含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉という泉質となっております。蒸発残留物も非常にありますので、成分もいろいろなものがあることを示している数値になっております。

次の4 ページ目に行かせていただきます。

可燃性天然ガスの測定結果の結果報告が下記の内容になります。

測定値の値としてですけれども、100%LEL以上という数値が検知されましたので、安全対策が必要となり、また温泉採取許可が必要というところで、下段に記載した対策に取り組んでいきます。

事業者説明資料については以上です。

補足資料の説明に入ります。

1 ページ目は、動力設置予定地点の詳細です。

2 ページ目は、掘削深度及びケーシングプログラムについてです。

3、4 ページ目は、さく井地層柱状図及び検層図についてです。

5 ページ目からは、揚湯試験結果についてです。

○益子部会長 ちょっとハウリングが発生しているようです。これまで申請者からいろいろ説明がありましたが、資料については既に委員の皆さんもご覧になっていますので、質疑に入ったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

皆様から了解を頂きましたので、質疑に入ります。

板寺委員、どうぞ。

○板寺委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。段階揚湯試験について御説明いただいたのですけれども、適正揚湯量の分析については、実際はもうちょっと低いと考えたほうが良いという気がいたします。

その上で、温泉の必要量に対してポンプの能力が大きいのかなという気がします。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○益子部会長 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 御説明いたします。ポンプは毎分50リットルを汲むような想定で考えておりますが、ポンプの入替えを考慮し、また、最初に設置するポンプなので、ポンプの能力もそれ以上のものがあつたほうが良いなど、総合的に判断し、このポンプを選定させていただきました。

以上です。

○益子部会長 板寺さん、いかがでしょうか。

○板寺委員 ありがとうございます。ポンプの能力は了解しましたが、水位はあまり下げないほうが良いので、ポンプの能力があるからといって極端な揚湯量にはしないほうが良いと思われまふ。その点はよく御存じかと思ひますけれども、ぜひ留意していただけたらと思ひます。

以上です。

○益子部会長 ありがとうございます。

関連した話なのですが、私も今の板寺委員のお話には同意見です。

1日の揚湯量は50立米に限られているのは御承知ですね。1分当たりの揚湯量は少なめでむしろ長い時間、あまり水位低下を起こさない形で汲み上げるという方法も良いのではないかとと思ひます。

温泉の現況として、静水位、動水位の結果から、全体の水位の動向とポンプの選定で不釣り合いなところを感じます。

ただ、ポンプそのものは大きいものをつけたとしても、これで特に問題があるということではないのですが、関連するところで申し上げますと、吐出管の口径の断面積は6平方センチメートル以下というのが都の基準になっております。40mmになっていると、倍の断面積になっております。ポンプのすぐ上のところで25mmにさせていただくと、他の方が確認のしようもないので、地上部分の配管を25mmにさせていただいたということ許容していただいたのです。

けれども、そういった観点も含めてもうちょっとポンプの選び方、設置の仕方、それから、吐出管の選び方、少し大きめで動いたようなイメージがすごく強いのです。それはいかがでしょうか、やはりもう少し浅くして、それから、25Ammを吐出管として使う、要するに都の基準を完全に満たす形の選定はお考えにならなかったのでしょうか。その点をちょっと確認させてください。

○事業者 御説明いたします。まず、今回この温泉の成分とガスの量のところから、予備揚湯試験においても、1分当たり50リットルの揚湯量で井戸能力上妥当であることを確認しております。

次に、ポンプの設置位置に関してなのですが、ガス密比が2.2と高いこと、温泉成分の内容、ポンプの寿命等を踏まえ、ポンプメーカーとも相談し、決定しています。

揚湯管の選定においても以上の内容を考慮しております。

○益子部会長 御説明ありがとうございました。

ほかに御質問がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようでしたら、この後、部会としての意見をまとめる方向でよろしいでしょうか。

それでは申請者の方には退出していただきます。ありがとうございました。

(事業者退室)

○益子部会長 続きまして、許可基準の適合状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。

資料4-3を御覧ください。

温泉法第4条に、温泉動力の装置許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害する怖れがないこと等が規定されています。東京都ではこれらについて、本表の①②③について、適合状況を審査しております。

まず、①についてです。

本件の井戸深度は1,500メートルであり、500メートルを超えるため、既存源泉との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は1,000メートルを超えており、基準を満たしております。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が6平方センチメートル以下のところ、5.98平方センチメートル、こちらにつきましては、冒頭に事務局から申し上げたとおりでございます。

揚湯量の基準が日量50立方メートル以下のところ、日量49.25立方メートルとなっており、ともに基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

なお、当申請につきまして、墨田区から「必要最小限の揚水に御協力いただきたい」「敷地内での雨水浸透を計画どおり実施されたい」との要望がございます。

1つ目の要望については、申請揚湯量内に収めるよう、事業者にはモニタリングを実施いただき、東京都としても、適正揚湯量の順守を確認してまいります。

2つ目の要望については、敷地内の雨水の利用に関しまして、事業者が墨田区に計画書を提出しておりますことを確認済みでございます。

諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問・御意見等、そして、冒頭にありました吐出口の位置等につきまして、議論していきたいと思っております。

皆様、何かございましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

板寺委員、お願いいたします。

○板寺委員 ありがとうございます。私は実際の管の長さがわかれば揚程について計算ができて、ポンプが能力過多かどうかの判断ができると考えていましたが、結局25Aにしてしまうと、経済的に流せるお湯の量が大体決まってくるので、やはり50リットル毎分くらいしか流せないと思います。事業者の御説明通りの運用を徹底していただくことと、モニタリングしていただくのが非常に重要なのかなと改めて思いました。

また、今、気がついたのですけれども、水位センサーの場所が結構深いので、ここは再考をお願いしたほうがいいと感じました。

以上です。

○益子部会長 ありがとうございます。御指摘のとおりです。段階揚湯試験の結果をみると、水位センサーはもう少し実態に即した形で設定を考えていただくことはあってよろしいかな

と思います。

板寺先生、そういうことでよろしいでしょうか。

○板寺委員 ありがとうございます。よろしいかと思ひます。

○益子部会長 ありがとうございます。実態に即した形のほうが確かにいいと思ひます。

あとはいかがでしょうか。

板寺委員がおっしゃるように水位の停止・回復のところについては実態に即した見直しをお願いしたいこと、それから、やはりモニタリングです。50リットル毎分程度をずっと汲み上げるといふお話ではございましたが、日量50トンをきちんとお守りいただくといふことを担保するためにも、モニタリング体制の中でたしか流量計をつけるけれども、自動記録をするとは書いてありませんでした。積算でもいいので、日量がきちんと分かるように自記記録、もしくは最近ですとパソコンに直接取り込むような方法もありますので、そういった内容に変えていただきたいといふことです。当然これだけの施設をつくるのであれば、そこは許可条件としてもいいくらいのところかなと思ひております。

これまで話題となった3点くらいのところを明記して、許可相当といふ形で答申することによろしいでしょうか。モニタリングの自動監視は条件にしたいと思ひます。

あとはいかがでしょうか。

私がこだわったのは、この案件が吐出口断面積6平方センチメートル以下といふことを、今後こういうケースが出てきたときに1つの先例になるといふことです。そういうことを認識していただいて、これを許可とするといふ形になろうかと思ひますが、よろしいでしょうか。

では、特にないようによろしいので、条件とするのがモニタリングの内容、水位センサーの設置位置とポンプの停止、回復の電極の設置位置、それから、汲み過ぎないような配慮を要することの2点は附帯意見とする。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

では、そのような方向で本部会は進めたいと思ひます。どうもありがとうございました。

それでは、一応部会としては結論を得たといふことで、ほかに事務局から何かありましたらお願いいたします。

○大久保水環境課長 事務局でございます。

本日は、御議論をありがとうございました。

本日の本日諮問第484号につきまして、条件付きで「許可相当」との御意見をいただきました件については、次回の第154回本審議会の議題としまして御審議いただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○益子部会長 それでは、以上をもちまして第1回「温泉部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。